第三十条の九の規定により地方公共団体情報システム機構から当該届出者の氏名、生年月日及び住所に関する情報の提供を受け、これを確認することができるときは、第一号に掲げる住民票の抄本を添付することを要しない。

［一・二　略］

2　［略］

3　特殊用塩特定販売業者は、法第十八条第二項の規定による届出をしようとするときは、別紙様式第二十一号の変更届出書をその者が同条第一項の届出をしている税関長に提出しなければならない。この場合において、当該特殊用塩特定販売業者は、同条第一項第一号又は第二号に掲げる事項を変更する場合にあっては、住民票の抄本その他の変更の事実を証明する書類を添付しなければならない。ただし、税関長が住民基本台帳法第三十条の九の規定により地方公共団体情報システム機構から当該特殊用塩特定販売業者の氏名、生年月日及び住所に関する情報の提供を受け、これを確認することができるときは、住民票の抄本を添付することを要しない。

4　［略］

（登録申請書の添付書類）

第十八条　［略］

一　［略］

イ　登録申請者（未成年者（法第五条第二項第三号に規定する未成年者をいう。ロ及びハにおいて同じ。）又は成年被後見人、被保佐人若しくは被補助人である場合にあっては、その法定代理人（塩の卸売に係る営業に関し代理権を有する者に限る。ロ及びハにおいて同じ。）を含む。）の住民票の抄本又はこれに代わる書面

［ロ～ニ　略］

二　［略］

2　［略］

（準用）

第十九条　［略］

［略］	［略］	［略］	［略］
第九条	法第九条	法第二十条において準用する法第九条	［略］
	別紙様式第七号	別紙様式第二十九号	［略］
	法第五条第二項第一号から第三号まで	法第十九条第二項第一号から第三号まで	［略］
第九条の二	法第九条第一項第二号	法第二十条において準用する法第九条第一項第二号	［略］

［一・二　同上］

2　［同上］

3　特殊用塩特定販売業者は、法第十八条第二項の規定による届出をしようとするときは、別紙様式第二十一号の変更届出書をその者が同条第一項の届出をしている税関長に提出しなければならない。この場合において、当該特殊用塩特定販売業者は、同条第一項第一号又は第二号に掲げる事項を変更する場合にあっては、住民票の抄本その他の変更の事実を証明する書類を添付しなければならない。

4　［同上］

（登録申請書の添付書類）

第十八条　［同上］

一　［同上］

イ　登録申請者（未成年者（法第五条第二項第三号に規定する未成年者をいう。ロ及びハにおいて同じ。）又は成年被後見人、被保佐人若しくは被補助人である場合にあっては、その法定代理人（法第十九条第二項第三号に規定する法定代理人をいう。ロ及びハにおいて同じ。）を含む。）の住民票の抄本又はこれに代わる書面

［ロ～ニ　同上］

二　［同上］

2　［同上］

（準用）

第十九条　［同上］

［同上］	［同上］	［同上］	［同上］
第九条	法第九条	法第二十条において準用する法第九条	［同上］
	別紙様式第七号	別紙様式第二十九号	［同上］
	法第五条第二項第一号から第三号まで	法第十九条第二項第一号から第三号まで	［同上］
	［新設］	［新設］	［同上］

備考　表中の［　］の記載は注記である。